

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	グローリー株式会社
【英訳名】	GLORY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾上 広和
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 経営管理統括部長 田中 修
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 経営管理統括部長 田中 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	30,339	29,989	138,964
経常利益(百万円)	1,160	1,588	11,028
四半期(当期)純利益(百万円)	456	768	6,229
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	117	1,316	5,350
純資産額(百万円)	144,345	149,827	149,781
総資産額(百万円)	191,256	196,363	198,019
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	6.94	11.71	94.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	75.5	75.5	75.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
 おりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第65期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企
 業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載してありま
 せん。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要
 な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループにおける新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響による供給面の制約を背景に、生産や輸出が大きく低下しました。ここにきて急速な生産回復に向かいつつあるものの、長期化する電力不足問題や円高など、景気の先行きは不透明な状況にあります。

こうした状況のなか、当社グループは、『2011中期経営計画』の最終年度として、「世界的視野でビジネスチャンスをつかみ、新たな成長ステージへ飛躍する!」という中期経営基本方針の下、新製品の積極的開発と市場投入による需要喚起、海外生産・調達の拡大によるコストダウン、子会社再編による経営の効率化など、国内外において積極的な施策を展開してまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は29,989百万円（前年同期比1.2%減）となりました。このうち、製品及び商品売上高は21,697百万円（前年同期比3.4%減）、保守売上高は8,292百万円（前年同期比5.2%増）でありました。利益につきましては、営業利益は1,306百万円（前年同期比16.3%増）、経常利益は1,588百万円（前年同期比36.9%増）、四半期純利益は768百万円（前年同期比68.6%増）、また包括利益は1,316百万円（前年同期は包括利益117百万円）となりました。

セグメント別にみますと、次のとおりであります。

(金融市場)

主要製品であるオープン出納システムの販売は、従来タイプ及び中小規模店舗向けのコンパクトタイプとともに堅調に推移したものの、市場全体としては前年同期並みの販売でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、8,471百万円（前年同期比1.9%減）、営業利益は、342百万円（前年同期比17.8%減）となりました。

(流通・交通市場)

主要製品であるレジつり銭機の販売につきましては順調に推移したものの、OEM商品である店舗入出金機の販売が低調であり、市場全体としては前年同期並みの販売でありました。

営業利益につきましては、レジつり銭機の海外生産によるコストダウン効果もあり増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、5,836百万円（前年同期比2.8%減）、営業利益は、736百万円（前年同期比51.5%増）となりました。

(遊技市場)

主要製品であるカードシステム等の販売は、震災の影響に伴う設備投資意欲の減退と新店・改装の自粛により、低調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、4,597百万円（前年同期比25.2%減）、営業損益は、251百万円の損失（前年同期は営業利益102百万円）となりました。

(海外市場)

OEM商品である米国向けATM用紙幣・小切手入金ユニットの販売は、好調でありました。また、アジアでは、インドにおける市場の拡大に伴い、紙幣整理機の販売が好調でありました。欧州では、イタリアの販売子会社 Sitrade Italia S.p.A. の業績が寄与したものの、OEM商品であるATM用紙幣入金ユニットの販売は低調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、7,779百万円（前年同期比7.5%増）、営業利益は、502百万円（前年同期比27.7%増）となりました。

その他の事業セグメントにつきましては、O E M商品である公営競馬場向け当選金払出ユニットの販売が順調でありました。

この結果、売上高は、3,304百万円（前年同期比42.6%増）、営業損益は、23百万円の損失（前年同期は営業損失276百万円）となりました。

上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を抑止するために、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、その具体的な内容は、以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、国内外で貨幣処理事業を営み、貨幣処理事務の効率化に加え、世界各国の通貨システムを支える重要な側面も担っている当社にとって、社会から求められる高い信頼性を維持し、製品の安定的な供給を通じて当社がさらに発展していくためには、当社の企業理念、通貨処理事業に欠かせない様々な技術力やノウハウ、お客様・取引先・地域社会等ステークホルダーとの信頼関係等、当社企業価値の源泉を十分理解することが必要不可欠であります。

従って、これらの当社企業価値の源泉に対する理解がないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、前述の基本方針に沿って、平成19年12月26日開催の取締役会及び平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会の決議に基づき導入した「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を一部改定し、平成22年6月25日開催の第64回定時株主総会の決議により継続的に導入したものであります。

具体的には、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、または取締役会が当社株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社株主のために、買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するものであります。

2) 本プランの概要

1. 手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または、(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けの後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかに該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案がなされる場合（以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行おうとする者を「大量買付者」といいます。）を適用対象とする手続をあらかじめ設定しております。

2. 情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の開始に先立ち買付内容等の検討に必要な情報を取締役会に対して提供していただきます。

3. 独立委員会による検討・勧告等

独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会は、大量買付者または取締役会から提供された情報、買付等に対する意見、代替案等を検討します。大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や大量買付行為の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあるときなど所定の要件を充足し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。大量買付行為が所定の要件に該当しない場合等には、独立委員会は、新株予約権無償割当ての不実施を勧告します。なお、独立委員会が新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたって適切と判断する場合は、予め当該実施に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を付すことができます。

4. 取締役会の決議 / 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。ただし、取締役会は、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に関して当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する当社株主の意思を確認することができます。

3) 本プランの合理性

当社は、以下の理由から本プランは合理性が高いものと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。

2. 株主意思の重視

本プランは、平成22年3月26日開催の取締役会及び平成22年6月25日開催の第64回定時株主総会の決議に基づき導入されております。また、大量買付行為に対する本プランの発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができます。

3. 独立委員会の設置・判断

本プランを適正に運用し、当社取締役によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性、公正性を担保するため、独立社外者のみから構成される独立委員会を設置しています。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととしております。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5. 外部専門家の意見の取得

独立委員会は、その判断にあたり、当社の費用で、取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家の助言を受けることができるものとされ、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6. 本プランの廃止

当社株主総会または取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に基づき廃止されることとなります。

4) 本プランの公開

本プランの詳細は、当社ウェブサイトに掲載の平成22年3月26日付プレスリリース「当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入に関するお知らせ」をご参照ください。

当社ウェブサイト <http://www.glory.co.jp>

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,354百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「1. 事業等のリスク」に記載のとおりですが、先に発生しました東日本大震災による生産や販売面での影響により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、売上高の拡大と経営成績の維持・発展を図るため、グローバル展開を主眼とした「2011中期経営計画」に取り組んでおり、当事業年度は、同計画の最終年度として、「ビジネス戦略」、「体質強化戦略」、「グループ体制強化戦略」を積極的に推進することにより、事業競争力を高めていくとともに、経営基盤の一層の強化に取り組んでおります。

経営戦略の現状と見通しの詳細につきましては、「(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおりです。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めております。

企業理念である「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」の精神の下、継続的に企業価値の向上を図ってまいりました。今後も引き続き、当社グループの独自技術を搭載した貨幣処理機等の開発及び提供を通じて“社会の発展に貢献する”という使命を果たすことによって、企業価値の向上を追求してまいります。

当社グループは、グローバル展開を主眼とした「2011中期経営計画」の目標達成に向け、「ビジネス戦略」、「体質強化戦略」、「グループ体制強化戦略」を推進しております。この最終年度である当事業年度は、同計画の仕上げの年として一段と事業競争力を高めていくとともに、次期の中期経営計画の策定に入っております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	68,638,210	68,638,210	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	68,638,210	68,638,210	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	68,638	-	12,892	-	20,629

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,950,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,673,100	656,701	-
単元未満株式	普通株式 14,810	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	68,638,210	-	-
総株主の議決権	-	656,701	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれておりますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権30個は、含まれておりません。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
グローリー株式会社	兵庫県姫路市下手 野一丁目3番1号	2,950,300	-	2,950,300	4.30
計	-	2,950,300	-	2,950,300	4.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,706	30,438
受取手形及び売掛金	29,794	28,667
有価証券	22,340	23,117
商品及び製品	14,359	16,746
仕掛品	6,163	6,623
原材料及び貯蔵品	6,018	6,241
その他	8,471	8,432
貸倒引当金	335	324
流動資産合計	120,520	119,943
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産合計	34,454	34,133
無形固定資産		
のれん	4,238	4,160
その他	3,885	3,883
無形固定資産合計	8,123	8,044
投資その他の資産		
投資有価証券	19,476	18,741
その他	17,040	17,034
貸倒引当金	1,594	1,534
投資その他の資産合計	34,921	34,241
固定資産合計	77,499	76,419
資産合計	198,019	196,363
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,362	12,505
短期借入金	11,064	11,174
未払法人税等	2,221	890
賞与引当金	3,903	2,090
その他の引当金	371	293
その他	9,522	11,972
流動負債合計	40,445	38,926
固定負債		
退職給付引当金	3,293	3,259
その他	4,499	4,350
固定負債合計	7,792	7,609
負債合計	48,238	46,535

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,892	12,892
資本剰余金	20,629	20,629
利益剰余金	122,267	121,694
自己株式	5,815	5,815
株主資本合計	149,974	149,402
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	312	345
為替換算調整勘定	1,176	753
その他の包括利益累計額合計	1,489	1,098
少数株主持分	1,295	1,523
純資産合計	149,781	149,827
負債純資産合計	198,019	196,363

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	30,339	29,989
売上原価	19,304	18,279
売上総利益	11,034	11,710
販売費及び一般管理費	9,911	10,404
営業利益	1,123	1,306
営業外収益		
受取利息	86	88
受取配当金	336	260
その他	91	64
営業外収益合計	514	414
営業外費用		
支払利息	42	38
為替差損	405	53
その他	29	39
営業外費用合計	477	131
経常利益	1,160	1,588
特別利益		
固定資産売却益	33	1
貸倒引当金戻入額	59	20
リース解約損失引当金戻入額	32	-
その他	12	3
特別利益合計	138	25
特別損失		
固定資産除却損	12	23
投資有価証券評価損	27	49
退職給付費用	257	-
その他	55	16
特別損失合計	353	88
税金等調整前四半期純利益	944	1,524
法人税等	488	643
少数株主損益調整前四半期純利益	456	881
少数株主利益	-	112
四半期純利益	456	768

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	456	881
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	212	32
為替換算調整勘定	125	467
その他の包括利益合計	338	434
四半期包括利益	117	1,316
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	117	1,159
少数株主に係る四半期包括利益	-	156

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間より、海外市場の重要性が増したため、GLORY Franceを連結の範囲に含めております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 保証債務 (1) 従業員(住宅資金)の銀行からの借入金に対し保証を行っております。 64百万円 (2) 当社グループの得意先が抱えるリース債務に対し保証を行っております。 2,124百万円	1 保証債務 (1) 従業員(住宅資金)の銀行からの借入金に対し保証を行っております。 62百万円 (2) 当社グループの得意先が抱えるリース債務に対し保証を行っております。 2,117百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産及び長期前払費用に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 1,598百万円	減価償却費 1,555百万円
のれんの償却額 189百万円	のれんの償却額 282百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,116	17	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,313	20	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	金融市場	流通・ 交通市場	遊技市場	海外市場	計				
売上高									
外部顧客への売上高	8,634	6,005	6,147	7,235	28,021	2,317	30,339	-	30,339
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	8,634	6,005	6,147	7,235	28,021	2,317	30,339	-	30,339
セグメント損益	417	486	102	393	1,399	276	1,123	-	1,123

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内のたばこ販売店、たばこメーカー、病院、自治体、企業等への販売・保守事業を含んでおります。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	金融市場	流通・ 交通市場	遊技市場	海外市場	計				
売上高									
外部顧客への売上高	8,471	5,836	4,597	7,779	26,685	3,304	29,989	-	29,989
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	8,471	5,836	4,597	7,779	26,685	3,304	29,989	-	29,989
セグメント損益	342	736	251	502	1,330	23	1,306	-	1,306

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内のたばこ販売店、たばこメーカー、病院、自治体、企業等への販売・保守事業を含んでおります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

グローリーナスカ株式会社、クリエイションカード株式会社

事業の内容

グローリーナスカ株式会社：遊技カード及び関連機器の販売・保守

クリエイションカード株式会社：遊技カード及び関連機器の販売・保守

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

グローリーナスカ株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、クリエイションカード株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

グローリーナスカ株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

経営資源の集約により、事業活動の強化と効率化を図り、グループ全体の販売拡大及び企業価値向上を目指してまいります。

合併比率

合併する2社は、いずれも当社の100%子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。

2. 実施した会計処理の内容

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円94銭	11円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	456	768
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	456	768
普通株式の期中平均株式数(株)	65,688,743	65,687,904

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

グローリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村 圭志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているグローリー株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析のその他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。